

# 「住みたくなる」「帰りたいくなる」パッケージ

帰ってこいよ



若者の人口、出産・子育て世代の増加を図るため、それぞれのライフステージに合わせた奨励策を創設しました。市民のみなさんがふるさとの良さを実感し、ふるさとを離れて暮らす人たちに向けて「帰ってこいよ」と声をかけられるまちづくりをめざします。

## 福祉の仕事に従事するなら丹波市で （申） 社会福祉課（本庁第2庁舎内） ☎ 88 - 5276

### ◆福祉人材就職奨励金・福祉人材継続奨励金

令和4年4月1日以降に市内の福祉事業所に就職した64歳以下の人を対象に、福祉人材就職奨励金を支給します。

■支給金額 / 就職時に **5万円**、

就職から1年を経過したときに **5万円**

計 **10万円**

■対象者 / 次のすべてに該当する人

①奨励金の申請時に市内に住民登録があり、市内に居住している人

②令和4年4月1日以降に市内の福祉事業所に介護職員等として正規雇用等された64歳以下の人

■申請方法 / 次の書類を社会福祉課に提出

①丹波市福祉人材確保支援補助金等交付申請書兼請求書

②勤務状況証明書

### ◆資格取得補助金

保育士や社会福祉士、介護福祉士などの福祉資格の取得に要した費用を上限10万円まで支給します。  
※対象となる福祉資格については、ホームページを確認ください。

■支給金額 / 上限 **10万円**

■対象者 / 次のすべてに該当する人

①補助金の申請時に市内に住民登録があり、市内に居住している人

②令和4年4月1日以降に市内の福祉事業所に介護職員等として正規雇用等された64歳以下の人

■申請方法 / 次の書類を社会福祉課に提出

①丹波市福祉人材確保支援補助金等交付申請書兼請求書

②勤務状況証明書

③福祉事業所で従事するために必要な資格証の写し

④資格の取得に要した費用を支払ったことがわかる書類の写し

### ◆引越費用補助金

市外から市内の福祉事業所に就職し、住居の引っ越しをした際に、要した引越費用を上限10万円まで支給します。

■支給金額 / 上限 **10万円**



■対象者 / 次のすべてに該当する人

①補助金の申請時に市内に住民登録があり、市内に居住している人

②令和4年4月1日以降に市内の福祉事業所に介護職員等として正規雇用等された64歳以下の人

■申請方法 / 次の書類を社会福祉課に提出

①丹波市福祉人材確保支援補助金等交付申請書兼請求書

②勤務状況証明書

③引越しの内容と引越費用を支払ったことがわかる書類の写し



## 移住・定住するなら丹波市で

☎ 子育て支援課 (健康センターミルネ内) ☎ 88 - 5751

### ◆若者定住奨励金

令和4年4月1日以降に丹波市に転入し、起業または就職を6カ月以上継続された18歳以上30歳未満の人を対象に奨励金を支給します。

■支給金額 / 10万円



■対象者 / 次のすべてに該当する人

- ①転入日において18歳以上30歳未満の人
- ②転入日または就職日等の最も遅い日から6カ月以上継続して勤務し、かつ市内に住所を有し居住している人

■申請方法 / 次の書類を子育て支援課に提出

- ①若者定住奨励金交付申請書兼請求書
- ②就労証明書または開業届の写し等
- ③通帳またはキャッシュカードの写し

■申請期限 / 対象者となった日から3カ月以内



## 出産・子育てするなら丹波市で

☎ 子育て支援課 (健康センターミルネ内) ☎ 88 - 5751

### ◆ハッピーバース手当

令和4年4月1日以後に生まれた子どもの保護者に対し、手当を支給します。

■支給金額 / 第1子：10万円、第2子：10万円  
第3子以降：50万円



■対象者 / 次のすべてに該当する父または母

- ①令和4年4月1日以後に生まれた子どもの出生時において丹波市の住民基本台帳に記録されている人
- ②対象の子どもとともに5年以上丹波市に定住する意思がある人
- ③対象の子どもと生計を一にしている人

■申請方法 / 次の書類を子育て支援課に提出

- ①ハッピーバース手当交付申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③通帳またはキャッシュカードの写し

■申請期限 / 出生日から1年以内



## 就職するなら丹波市で

☎ 商工振興課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 1464

### ◆ふるさと就職奨励金

令和4年4月1日以降に市内企業に正規雇用された新規学卒者を対象にふるさと就職奨励金を支給します。

■支給金額 / 就職時に5万円、  
就職から1年を経過したときに5万円  
計10万円

※新規学卒者とは、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学、大学院などを卒業または中退したときから2年以内に就職した30歳未満の人をいいます。  
※市内企業とは、市内の事業所（支社、支店を含む）や市内に本社がある市外の支社、支店をいいます。  
※官公署、政治団体、宗教団体、風営法に掲げる事業所（飲食店以外）は除きます。

■対象者 / 次のすべてに該当する人

- ①奨励金の支給申請時に市内に住民登録があり、市内に居住している人
- ②令和4年4月1日以降に市内企業に正規雇用された新規学卒者
- ③丹波市の市税に滞納がない人
- ④対象者の第2親等内（祖父母、父母、兄弟姉妹）が代表者である企業に正規雇用されていない人

■申請方法 / ①丹波市ふるさと就職奨励金兼請求書②卒業証書、卒業証明書、退学証明書など卒業または中退したことがわかる書類の写しを勤務先に提出し、勤務先の企業から①②の書類に就労証明書を添付のうえ、商工振興課に提出※郵送可

■申請期限 /

就職時：就職したときから3カ月以内

就職から1年経過時：1年経過したときから3カ月以内